

---

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第3、議案第51号 松崎町職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第51号は、松崎町職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして申し上げます。

（総務課長 金刺英夫君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5番（高柳孝博君） ここに至った経緯みたいなのは特に出していないんですけれども、今回これは減額になると思うんですが、その減額をどういう理由で減額になった・・・、この時期にそういうのが起きてきたかという何か経緯があったら。

○総務課長（金刺英夫君） これにつきましては、先ほどもちょっと趣旨のところで触れたかと思いますが、国の方からの要請というものを踏まえた中で一応対応させていただいております。

○5番（高柳孝博君） 国家公務員の減額に準じて地方公務員もという・・・、そういう動きの中でやっている。ということは、国家公務員に準じて、限定にしたというイメージで、確かに国家公務員がやろうとしたことは、震災とかなんかの関係があったと思うんですが、それと同じような趣旨というような意味でしょうか。

○総務課長（金刺英夫君） 今回の改正につきましては、国の方は100分の9.77とか、7.77、かなり減額幅が大きくなっております。

国の方は、それに準じた形の減額をしろというような形で要請はあったわけですが、すけれども、国のラスパイレスと当町のラスパイレス指数の差、この差が当初国が減る前の額につきましてはうちの方が国より低かったものですから、国が減じたことによって、そこが逆転しているということで、この逆転の差を今回は減額をさせていただくというような形で取り組んでおります。

なお、国の方もやはりこういった国が取り組んだ時点におきましては、経済的な情勢がかな

り厳しいというようなこともあったものですから、国が積極的にそういった経済対策に取り組むという姿勢を見せるというふうなことから、地方にもそれを求めてきているものとしております。

○5番（高柳孝博君） ラスパイレス指数が前はいくつで、今回いくつだったか。すみません。教えてください。

○総務課長（金刺英夫君） うちのラスパイレス指数は、国が減額する前は96.4でございました。これが国が減額をした時点で、これは国の方は国の基準といっていますけれども、104.3でございます。ですから、この4.3を解消して100に近づけたいというふうな形で行っております。

○10番（鈴木源一郎君） あまり手元に情報がありませんけれども、聞くところによると、これは復興財源だと、復興財源の捻出だというような話があるわけですが、それは本当ですか。

それとですね。この減額に相当する額を交付税から減らす。交付税の額から減らして支給するという措置を国はとった、あるいはとるとのことのような話もあるわけですが、それは事実でしょうか。

もう一つですね。この減額によって、わが町で節減される全体金額はどんなところになりますか。説明いただきたいと思います。

○総務課長（金刺英夫君） まず、1点目の復興財源うんぬんの話でございますが、国の方は確かに復興財源というふうな形で対応しております。地方のほうに求めてきておりますのは、そういったことはまったく別の問題だよというふうな話ではきておりますけれども、実際のところ3番目の質問に関わりますその交付税の関係、これらに絡んできますので、実際のところは、あるいは復興財源の方へというふうな思惑もあるかと思います。と言いますのも、交付税につきましては、やはり給与減額をしないところにつきましては、それなりに減額をされてきております。

当町における試算ですが、交付税の減額率が1300万円ほどというふうに見込まれています。これはいろいろ給与のカットの関係、それから地域の元気づくり交付金というふうな形で、これまでそれぞれの市町が独自に行革とか、そういったものに取り組んできたもの等を踏まえて差引した結果の中の1300万円余という数字でございます。

それから、当町における影響でした。当町における減額の影響でございますが、三役から全部を含めまして、約986万円と見込んでおります。これらにつきましては、またそれぞれ防災とか、そういったものへと財源的な形で振り分けるような形になってくるかと思います。以上で

す。

○10番（鈴木源一郎君） 地方公務員の給料、市町村職員の給料というのは、市町村にいわゆる自主裁量権というか、自主権があると思うんですよね。自主裁量権が。それに対して国が頭越しに、「こんかい減らすから、減らせ、お前らも」というような形で、半命令的に、命令的にそれをやってくるということは、適切を欠くというふうに言えるのではないかというふうに思いますが、そういう論調もあちこちにあったと思いますが、そこはどんなふうと考えられますか。

○総務課長（金刺英夫君） 確かに議員がおっしゃるとおり、地方の給与は地方で決めるというふうな前提はございますけれども、国としましては、大前提が災害に対するものという形の中で、国だけではなく、地方ともどもそれに取り組んでいきたいと思いますという趣旨からそういったものが始まってきているかと思います。

ただ、そうは言いましても、それが国の方からは、給与減額をしないところについては、それだけ余裕がある団体だとみなされということで、先ほど言ったような、地方交付税を・・・、影響を受けるというようなこと、そういったことを考えた場合に、やはり自主財源比率の大変少ない町でございますので、これは町民生活に影響を与えるようなことがあってはいけないというふうなことで、本来7月1日からの要請ではございましたけれども、10月1日からというような形で対応をさせていただくという形で提案させていただいているものでございます。

○10番（鈴木源一郎君） 国の原資に依存する度合いが大きいわけですが、わが町なんかも。

この制度というか、このことを各町村、県下の実施状況あるいは全国的なすう勢などの情報がありましたら教えていただきたいと思います。

○総務課長（金刺英夫君） まず、全国的な状況でございますけれども、これはちょっとデータが7月1日現在ということで、かなり前になりますけれども、この時に全国の市区町村1722ございますが、この中で「実施」もしくは「実施予定」というふうな前向きの団体が当時1113団体、64.6パーセントほどございました。

また、その後、「検討中」または「今後検討」というところが362団体というふうな状況でございます。これが全国的な流れの中でございます。

一方、静岡県でございますが、県の市部の方はそれなりに実施をしているところが多いわけでございますが、町につきましては、それぞれ「状況をいましばらく見る」とか、そういったところが多くなっているのが現実かと思います。

ただ、これにつきましては、私が言っただけなんですけれども、県全体の取り組みというのがある意味遅かったのかなというふうにとらえております。そういった中で、県が総務省とヒアリ

ングをしていく中で、かなりきつい指摘も受けておりますので、やはりここが慎重に、給与減額というものに取り組んでいかないと、あとあとまた大きな課題になってくる可能性もあるというようなことでございますので、そういったことを踏まえたと、この際やはりやっておくことが肝心であろうというふうな形での対応でございます。

○町長（齋藤文彦君） 県の町長会議の中でもこのことがいろいろ問題になりました。函南町の方がやっていて、松崎町が、もしこれが通ればやるわけですがけれども、あと、西伊豆町と森町がいま考えていると、ほかのところはやらないというような状況です。

松崎町は本当に財政力指数が一番低いところで、交付税で本当に生活しているようなところですので、これで交付税がもし減らされることになったら、なかなか松崎町も厳しいと思いますので、いろいろ職員の皆さんの給料を下げるわけですから、いろいろ考えたわけですがけれども、松崎としてはこれでいこうじゃないかというところで決断した次第です。

○議長（稲葉昭宏君） ほかにございませんか。

（鈴木議員「議長、もう一回」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君） 一応3回ということですが、もう一回やってください。

○10番（鈴木源一郎君） わが町の職員には振興公社というのがあるわけですが、振興公社は昨今臨時、パートみたいな就労形態が多いような状況にはあるわけですが、振興公社の職員への影響というか、適用はどんなふうに考えますか。適用すべきではないだろうと思いますが。低い水準のようですから。

○副町長（松本忠久君） 振興公社は松崎町の職員ではございません。別組織の職員ですので、その辺は違うということでご認識をいただきたいと思いますが、とりあえず、今の段階で公社職員はもう何年にも渡って昇給延伸というようなこと、それから手当のカットというようなことで、大変痛めつけるといいますか、そういう状況になっていますので、今回の措置は行わないということで考えております。

○2番（福本栄一郎君） まず、1点お伺いしますけれども、町長と副町長と教育長の給料はいくらですか、教えてくださいませんか。

○総務課長（金刺英夫君） 町長は月額61万2000円、副町長は49万5000円、教育長が43万7000円でございます。

○2番（福本栄一郎君） この松崎町職員等の給与の臨時特例に関する条例ですがけれども、いわゆる特別職、常勤の特別職と教育町の給与条例、職員の給与条例、3本が1本になっています。この一本化した理由をお聞かせ願えませんか。

また、再度お伺いしますけれども、これを実施しない場合にはペナルティは、国あるいは県の方からあるのでしょうか。それが2点目。

それから、3点目、これはちょっと・・・、今まで職員の給料は国の定める人事院勧告に従ってくる。松崎町の場合は、人事委員会がございませんで、そういうふうになっている。その辺の動きはどうでしょうかということに絡めて、職員組合との話し合いが当然なされたと思うんですが、答弁できる範囲でいいんです。その辺はちょっと職員組合との話し合いの経過を教えてくださいませんか。

○総務課長（金刺英夫君）　まず、1点目のこの条例を一本化した理由ということでございますけれども、深い意味はございません。まとめて・・・、減額というふうな内容であることから、まとめて提案した方がいいだろうという形でございます。

それから、「減額しなかった場合のペナルティは」というふうなことでございますけれども、先ほども言いましたように、当然地方交付税が1300万円ほど減額されております。また、その後さらに、国の方の考え方としますと、給与を減額したところ、しないところとの差があつてはいけないというような表現もしておりますので、今後しないところについては、何らかの形のペナルティといいましょうか、何らかの形があるものと思っております。

それから、職員組合との話し合いの関係でございますが、これにつきましては、職員組合と当然話し合いをさせていただきまして、理解を得たうえで今回提案させていただいております。以上です。

○2番（福本栄一郎君）　わかりました。総務課長が3つの条例、それぞれ独立している条例、特別職、教育長、職員組合、特に深い意味がないといま答弁されていましたが、いわゆる特別職、教育長は別として、特別職と職員給与条例と一本化するというのは、そんなに簡単にできるものじゃないと思うんですよ。職員は職員の給与、特別職は特別職であります。教育長ももちろんそうですけれども、それを一本化するというのが、なぜその辺が・・・、別々に出さなかったんですか。もう一度答弁をお願いします。

○副町長（松本忠久君）　普通ですね、一般的に条例の制定改廃をする時には、趣旨の同じものについては、一つの条例でやるという手法がいつもとられているわけございまして、今回も条例改正・・・、いってみれば、制定方式でやっていますけれど、改正ですよ。内容的には。そういったことで、趣旨が同じですから、3本の条例を条建てでやらせていただいたということでございます。だから、これだとどこが悪いかというあれが・・・、議員の指摘する趣旨がちょっとわからないんですが、もしその辺がございましたら、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君） 一応副町長からの申出ですから、福本君の方でもう一度質問の内容を説明してください。

○2番（福本栄一郎君） 議長に特別に許可を得たものですから。

いわゆる特別職、特に町長。町長は選挙で選ばれてきたんですよ。職員は町長が採用して、少なくとも定年までいけば40年近く勤めます。非常に生活を預けている・・・、密接な関係なんですよ。別に町長は特別職だからいらんんじゃないかということじゃないですよ。しかも、この独立して特別職の給与条例、教育長の条例がそれぞれあるの。

いま副町長が答弁されましたけれども、趣旨が一本化だからと・・・、減額する趣旨は、それは私も良くわかりますけれども、これは見解の相違になると思いますけれどもね。なぜそれぞれの3つの議案を出さなかったんですか。なぜ職員も一緒に、特別職も含めて、なぜ一本化になったかということなんですよ。なんで職員を抱き合わせできているのかということですよ。

それは確かに総務課長の説明でもわかるんですよ。それで、防災とかいろんな面で約1000万円近く減額になった。そういった意味はわかるんですけども、私は・・・、これは見解の相違になるかわかりませんが、3つの条例があるにも関わらず、下げる趣旨が一つだから、一本化しました。本来の条例の趣旨が、それぞれ3つの条例があるじゃないですか。なんで職員まで抱き込んでやらなければならないかということ、もう一度答弁をお願いします。

○副町長（松本忠久君） この条例はそれぞれの特別職の条例あるいは教育長の条例、職員の条例、その根本にある条例はそのまま置くんですよ。それはそのまま置いた中で、今回特例として、この期間だけその基本となる給与条例で計算した給付額からこの特例条例で定めた分を減額しますよという条例ですので、一つの条例で処理をさせていただいたということです。

それで、この条例のナリというのは、県の条例も同じですよ。県知事以下、職員の給与条例、一本条例。ほかの市、下田市とか、伊豆市とかがやっていますけれども、そういうところもみな同じ形で処理させていただいております。松崎町だけ別に特別変わった手法をとったということではないわけですので、ぜひその辺をご理解いただきたいと思います。

○1番（藤井 要君） 先ほど職員組合の承諾というか、了承を得たということですけども、具体的にどんな内容が出たかちょっと教えてもらえますか。

○総務課長（金刺英夫君） 職員組合の方には今回の減額の趣旨、そういったものを説明させていただきまして、そういった中で、やはりやむを得ないという判断、職員組合としてもやはり町のおかれている状況、それから、自分たちの働いている・・・、なんと言いましょうか、立場上の問題でしょうか。そういったことを踏まえていくと、どうしても減額というのやむを得ない

だろうというような形の中での理解をいただいたものと私は受け取っております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 本案に反対いたします。

説明されましたように、本案は復興財源・・・、ぼやけてはおりますが、復興財源の原資に充てるというような趣旨のようですが、復興財源というのは当然必要です。必要だけれども、だから、それは地方公務員の給料で出すというのは、趣旨が違うと思うんですよ。

復興財源は当然それなりの別に確保を当然すべきだと思います。復興財源が必要で、給料を減らすというなら、1年でも3年でも5年でも減らせばいいわけですよ。そんなことはできるわけがないんだから、結局非常になんというか、スタンドプレイの傾向が強いわけです。

ですから、私は復興財源は別途確保すべきということで、本案に反対であります。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○8番（一瀬寿一君） 私は本案に賛成をいたします

今までご意見がたくさん出ました。しかし、これは一方的にただ減額するということじゃなくて、皆さんみんな了解をして、県の方も国の方もすべて皆さん了承済みで、今回減額をして、その減額した分は、復興手当やいろんなところに使いましょうと、当然これをやらなければ、交付税が下がってくる。下がりっぱなしで、じゃあ、どうするかというと、予算の方が非常に困難になる。こういうこともありますので、鈴木さんもいろいろ言っていますけれども、私はこれを、本案を通しておかなければならない。このように思いまして、本案に賛成いたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第51号 松崎町職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

(午前 9時38分)

---